平成２４年（フ）第３３９号
大阪市東住吉区鷹合１丁目７番20号　ふぁみーゆ鷹合302号
債務者　池田　周子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４４号
大阪市天王寺区空堀町16番13号　第２和光ハイツ303号室
債務者　柴田　里留
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４号
新潟県長岡市今朝白２丁目12番11号、前住所新潟県長岡市与板町江西３丁目２番３号
債務者　納谷　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２２２６号
福岡市東区香椎照葉３丁目３番１―805号
債務者　池邊　勝之
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８９号
札幌市中央区宮の森１条８丁目３番12―205号
債務者　川上　文江（旧姓土井・吉野）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１７号
札幌市豊平区月寒東５条15丁目１番31号　グレートピア201号
債務者　伊東　成子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３４７号
北海道恵庭市黄金南１丁目３番地３
債務者　堺　　美子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６６号
札幌市北区篠路１条８丁目４番５号　ＳＵＮ―ＬＥＭＩ―05―202号
債務者　入江　達也
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５２６号
札幌市東区中沼町180番地
債務者　宮本　智匡
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６０３号
札幌市西区琴似４条６丁目５番６―306号
債務者　山田　大介
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６０９号
札幌市中央区南５条東３丁目11番地１　札幌ビオス館918号
債務者　内ケ島千映美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２７号
新潟市西区大野313番地
債務者　水澤　行男
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８９９号
名古屋市中川区大畑町１丁目93番地
債務者　吉田　由美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９５号
名古屋市北区喜惣治１丁目271番地　アネックス楠１Ｂ、住民票上の住所名古屋市中村区烏森町５丁目92番地　第２正心荘１Ｆ３号
債務者　脾野　明美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７４号
名古屋市中川区上脇町２丁目146番地　ヒロタマンション３Ａ号
債務者　大西都記子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３号
愛知県春日井市坂下町１丁目1528番地35
債務者　牧　ナミヱ
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５号
名古屋市西区枇杷島５丁目15番18号　コーポあさの301号
債務者　川口　幾子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部